



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

245 小浦土地改良区の設立認可

(農業農村整備課)..... 1

告 示

和歌山県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により小浦土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定によりこの旨を公告する。

この認可については、この認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、土地改良区の設立の認可の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この認可の翌日から起算して1年を経過したときは、この認可の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸